

事務連絡
令和5年1月18日

保護者 各位

茨城県立緑岡高等学校事務室

授業料等の免除にかかる申請について

標記の件について、以下の記載事項（特に基準額、証明書等の取得の費用負担、免除不許可の可能性）に留意いただいた上で申請を希望する場合のみ「授業料等免除申請書」に必要書類を添えて提出をお願いいたします。

授業料等免除決定となるには、各世帯人数に応じた所得基準額以下であることが条件となり、条件を満たす場合は、申請があった翌月から授業料等が免除となります。以下入学年度基準額表を参照してください。

※就学支援金制度とは異なり、同一世帯全員（生徒の保護者以外も含む）で判定します。

（令和2年度入学生基準額表）

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人
一般世帯		2,380,000	3,130,000	3,720,000	4,360,000
母子（父子）家庭	2,150,000	3,020,000	3,680,000	4,240,000	4,880,000

（令和3年度入学生基準額表）

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人
一般世帯		2,380,000	3,130,000	3,720,000	4,360,000
母子（父子）家庭	2,150,000	3,020,000	3,680,000	4,200,000	4,940,000

（令和4年度入学生基準額表）

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人
一般世帯		2,380,000	3,130,000	3,720,000	4,360,000
母子（父子）家庭	2,150,000	3,020,000	3,680,000	4,240,000	4,970,000

なお、申請をしても免除とならない場合がありますことをご了承願います。

（証明書の取得には、1通 数百円×人数分の手数料がかかります。市町村役場等に行くまでの負担等もご考慮の上、申請するかどうかをご判断ください。証明書の取得に要した金額は免除になりません。）

1 提出していただく書類

- (1) 申請書（別紙「授業料等免除申請書」様式第1号）・・・事務室にあります
- (2) 世帯全員分の最新の所得証明書
（高校生未満は不要、全日制高校生は不要、定時制・通信制高校生は必要）
※マイナンバーは使用できません。
- (3) 住民票（同一世帯全員の記載があるもの）・・・1名分のみが記載されているものは不可
- (4) その他、以下の書類のうち、状況に該当するものを全て提出願います。
 - ①生活保護受給証明書（生活保護世帯の場合のみ提出）
 - ②無職無収入証明書（民生委員の無職証明書も可）（所得証明書が出ない場合）
 - ③給与見込み証明書 又は 直近の給与明細書
（家計急変等により、前年より今年の収入が大幅に減ってしまった場合）
 - ④確定申告書の写し（自営業・農業従事者等）
 - ⑤児童扶養手当証書の写し（母子・父子家庭の場合）
 - ⑥年金証書及び直近の支払通知書の写し（年金受給者）
 - ⑦在学証明書（兄弟が高校・大学に在学している場合）
 - ⑧養育費支払にかかる公正証書もしくは協議書、申立書等
（離婚により養育費を受け取っている場合）
 - ⑨その他、個々の事情により必要と思われる書類
（その他に収入を得ている場合はその根拠書類）

2 授業料等の金額の目安

（令和4年度の金額を参考）

授業料：118,800円（年額） 9,900円/月×12ヶ月

※別途支援制度の高等学校等就学支援金があります。

空調設備使用料：3,000円（年額） 250円/月×12ヶ月

入学料：5,650円

入学選抜手数料：2,200円

3 その他

- ・申請する方は、上記（1）～（3）を全員提出してください。（4）は必要な場合のみ提出してください。
- ・証明書の取得にかかる費用は自己負担となります。
- ・申請後に転職・離職等、収入状況に大幅な変化が生じた場合は、随時お知らせください。

ご不明な点等ありましたら、下記担当者までご連絡ください。

茨城県立緑岡高等学校
事務室授業料免除担当
TEL 029-241-0311